

令和7年度文化的資産を活用したツアー造成事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問および回答

No.	受付日	区分	項目	質問	回答
1	5月23日	仕様書	4(1)	現時点ですべての調査先を確定しておく必要があるか。それとも、今後の協議を踏まえて決定しても問題ないか。	提案書では、想定する調査先を記載いただき、契約予定者となった場合、県との協議を踏まえ決定いただいで構いません。
2	5月23日	仕様書	4(2)	4つのテーマを維持しながら、各ツアー内容やタイトルを再構成・変更することは可能か。(再構成・変更する意図については、企画提案の中で説明する。)	ツアー内容やタイトルにおける再構成や変更については、具体的な内容によって判断させていただきます。
3	5月23日	企画提案書 (実施要領)	6 (8)	社名を記載しない企画提案書について、実施体制などに記載された社名や氏名も伏せる必要があるか。企画提案書のその他の箇所(PRポイント等)にも提案者が特定できる名称は使用を控えるべきか。	実施体制について、貴会社名は記載しないこととし、再委託先などの会社名については、記載いただいても構いません。 また、実施要領8に記載のとおり、企画提案書には、申請書が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこととしておりますので、ご了承ください。
4	5月23日	企画提案書	7	成果物として、ウェブサイト等のURLを記載する形でも差し支えないか。	仕様書4(3)および5で記載のとおり、作成いただいた販促商材については、印刷したものとデータで納品してください。 またその他の成果物についても、可能な限り、印刷したものおよびデータで納品してください。